

ツルハドラッグ宮城村田店・北海屋村田店の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 芙蓉総合リース株式会社, 株式会社北海屋
- 2 届出年月日 平成30年7月30日
- 3 店舗の名称 ツルハドラッグ宮城村田店・北海屋村田店
- 4 店舗設置者 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
株式会社北海屋 代表取締役 渡邊 真康
柴田郡柴田町船岡東四丁目16番地2
- 5 店舗所在地 柴田郡村田町大字村田字松崎7番1 ほか
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1, 209 m ²	食品, 医薬品
株式会社北海屋	1, 072 m ²	食品, 日用雑貨
合計	2, 281 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 平成31年3月31日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 101 台 (指針による必要台数: 97台)
- (2) 駐輪場の収容台数 34 台 (指針による参考台数: 65台)
- (3) 荷さばき施設の面積 127.5 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 26.1 m³ (指針による必要容量: 13.58 m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 株式会社ツルハ 開店時刻: 午前8時 閉店時刻: 午前0時
株式会社北海屋 開店時刻: 午前9時 閉店時刻: 午後9時
- (2) 駐車場の利用時間帯 駐車場① 午前7時30分から午前0時30分まで
駐車場② 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 4箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後9時まで
- 10 事務手続き等
- ・公 告 年 月 日 平成30年 8月10日

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| ・縦覧期間 | 公告の日から平成30年12月10日まで
(公告の日から4か月間) |
| ・地元説明会 | 平成30年9月10日 |
| ・大規模小売店舗立地専門委員会 | 平成30年11月20日 |
| ・市町村等からの意見書提出期限 | 平成30年12月10日 (公告の日から4か月以内) |
| ・県の意見の通知期限 | 平成31年3月30日 (届出の日から8か月以内) |

住民説明会の実施状況

開催日時	平成30年9月10日（月）午後6時から午後6時40分まで
開催場所	村田町 中央公民館 会議室 柴田郡村田町村田西田28
出席人数	8名

質問事項	回答内容
ドラッグストアは他にも店舗があるが、なぜ村田なのか。	村田町内への出店は競合店舗の出店よりも前から計画していたが、今回ようやく具体化したものです。 →指針の対象外
ツルハの店舗ではアルコールの販売があるのか。	販売品目にございます。 →指針の対象外
休日はあるのか。	北海屋：ありません，ツルハ：ありません。 →指針の対象外
ATMやコインランドリーを設置してほしい。	要望として承り，社内で検討します。 →指針の対象外
従業員は地元採用か。何人程度か。	地元採用を予定しています。人数は20名程度になると思います。 →指針の対象外

村田町の意見について

意見内容	設定者の回答内容
(1) 駐車需要の充足等交通及び歩行者の通行の利便性の確保について	
周辺道路は、幹線道路であり朝夕の自動車交通量が多く、小中学生の通学路であることから、交通事故防止の為、関係各所と十分協議の上、万全を期すこと。また、防犯上における安全対策についても十分措置をとるよう努めること。	出入口付近については、出庫の一時停止線設置や追突防止の安全看板の設置を行う等の安全対策を行います。また、開店時には交通誘導員の配置を行い、事故防止に努めます。 防犯面においては、従業員が巡回する等の対応を行います。 →県の意見は不要
進入路の「設置計画」及び「工事」実施にあたっては、利用者（歩行者）の利便性の向上並びに交通事故防止はもとより歩行者への安全確保を最優先とし、関係各所と十分協議のうえ万全を期すこと。	歩行者の利便性や安全については、関係各所と事前協議の中で指示があった事項について、届出に記載の通り行います。 →県の意見は不要
(2) 農業施用施設に関すること	
計画地中央に農業用排水路が流れていることから、その目的を妨げないようにするとともに、維持管理について配慮願いたい。	農業用水路については、関係機関と事前協議を行い、適切に対応いたします。 →県の意見は不要
敷地内からの濁水の流出防止に努めること。	工事中を含め、敷地内からの濁水流出防止に配慮いたします。 →県の意見は不要

(3) 騒音等について	
騒音については、騒音予測結果にも記載があるが適切な騒音対策を講ずること。	届出に記載の騒音対策や配慮事項について、各事項を確実にできるように必要な工事を行います。 →県の意見は不要
(4) 廃棄物について	
廃棄物処理については、許可業者により適切な処理をするとともに、ごみの減量化・リサイクルを促進し過剰包装の自粛に努めること。	廃棄物処理は許可業者と契約し、適切な処理を行います。また、発生する廃棄物の減量化に努め、リサイクル可能なものを分別して処理いたします。商品の包装は簡易なものとするようにいたします。 →県の意見は不要
生ごみ等については、密閉容器内に入れる等の対策を行い悪臭防止に努めること。	生ごみの保管は密閉容器に入れて室内保管し、悪臭防止に努めます。 →県の意見は不要
(5) 環境美化について	
村田町環境美化の促進に関する条例を遵守し、事業所やその周辺その他事業活動を行う地域における清掃活動に努めるとともに、被用者（従業員）への啓発等に努めること。	村田町環境美化の促進に関する条例に基づく事業者の責務を把握し、従業員への教育を行い、地域の清掃活動等に努めます。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	芙蓉総合リース株式会社, 株式会社北海屋	
届 出 年 月 日	平成30年7月30日	
店 舗 名 称	ツルハドラッグ宮城村田店・北海屋村田店	
所 在 地	柴田郡村田町大字村田字松崎7番1 ほか	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合には、騒音防止について適切な対策を講じるよう配慮願います。</p>	